

京都府附属機関設置条例（抄）

昭和28年4月1日
京都府条例第4号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律若しくはこれに基く政令又は別に条例に定めるものを除く外、府が設置する執行機関の附属機関は、別表のとおりとする。

第2条 この条例に定めるものの外、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、附属機関が属する執行機関が別に定める。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
知事	京都府住宅審議会	住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項に規定する計画の策定及び変更並びに京都府府営住宅の整備及び管理その他の住宅に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務

京都府住宅審議会規則

平成 26 年 7 月 25 日
京都府規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京都府附属機関設置条例（昭和 28 年京都府条例第 4 号）第 2 条の規定により、京都府住宅審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他相当と思われる者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 審議会は、あらかじめその議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第2項中「会務を総理する」とあるのは「部会の会務を掌理する」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第8条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、建設交通部において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(最初に任命される委員の任期)

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(京都府府営住宅管理審議会規則の廃止)

3 京都府府営住宅管理審議会規則（昭和51年京都府規則第62号）は、廃止する。

京都府住宅審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府住宅審議会規則（平成26年京都府規則第38号）第10条の規定により京都府住宅審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員及び議事に関係する臨時委員（以下「委員等」という。）に通知するものとする。

(欠席の届出)

第3条 委員等は、審議会に出席できないときは、あらかじめその旨を届け出るものとする。

(代理出席)

第4条 次の各号に掲げる法人及び団体の推薦により就任した委員等が審議会に出席できず、代理人を出席させようとするときは、あらかじめその旨を届け出るものとする。

- (1) 独立行政法人住宅金融支援機構
- (2) 独立行政法人都市再生機構
- (3) 京都府市長会
- (4) 京都府町村会

2 前項の代理人は、議決に加わることができない。

(欠席委員等からの意見書の提出)

第5条 会議を欠席する委員等が議案に関する意見を表明しようとする場合は、あらかじめ会長あて書面（以下「意見書」という。）により提出することができる。

2 前項により提出された意見書は、会長が指名する者が会議において報告する。

(諮問の付議)

第6条 会長は、諮問を受けた場合は、当該諮問を部会に付議することができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は公開とする。ただし、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合は非公開とすることができる。

(傍聴)

第8条 公開で行う会議においては、会場内に傍聴席を設けるものとする。

2 議長は、傍聴席の数に応じ傍聴人の数を制限することができる。この場合における傍聴人の決定は、申込者の先着順による。

3 危険物を所持している者、酒気を帯びている者その他議長が会場内における秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認める者は、会議を傍聴することができない。

- 4 傍聴人は、会場においては、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 定められた傍聴席で静粛に傍聴すること。
 - (2) 拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
 - (3) 談話をする又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) あらかじめ議長の許可を受けた場合を除き、写真撮影、録画、録音等をしないこと。
 - (6) ビラ、プラカード、旗、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯及び着用しないこと。
 - (7) 議長又はその命を受けた係員の指示に従うこと。
 - (8) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。
- 5 傍聴人は、会議が非公開となる場合は、退場しなければならない。
- 6 議長は、会場内における秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人を退場させることができる。

(議事録)

第9条 審議会の議事については、議事録を作成し、その概要を京都府ホームページで公開するものとする。ただし、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報については公開しないものとする。

2 前項の議事録は議長が署名するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行する。

京都府住宅審議会委員名簿

任期:平成29年4月1日～平成31年3月31日

氏名	所属団体・役職等
おおくぼ たけゆき 大窪 健之	立命館大学理工学部教授
おかだ まり 岡田 まり	立命館大学産業社会学部教授
くぼた よしお 窪田 好男	京都府立大学公共政策学部教授
こさか いくお 小坂 郁夫	京都工芸繊維大学名誉教授
すずき かつひこ 鈴木 克彦	京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科教授
たかだ みつお 高田 光雄	京都美術工芸大学工芸学部長・教授
ちかもと ともゆき 近本 智行	立命館大学理工学部教授
なかむら くみ 中村 久美	京都ノートルダム女子大学副学長
ひのきだに みえこ 檜谷 美恵子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授
ふじの あつこ 藤野 敦子	京都産業大学現代社会学部長・教授
まつお みき 松尾 美紀	京都産業大学経済学部准教授
いしかわ いちろう 石川 一郎	(株)京都新聞社論説委員室論説副委員長
うえだ あつし 上田 敦	弁護士
たかだ つやこ 高田 艶子	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都副理事長
つじもと なおこ 辻本 尚子	(株)みやこ不動産鑑定所代表取締役(不動産鑑定士・税理士)
やまだ ひろし 山田 尋志	地域密着型総合ケアセンターきたおおじ代表
やなせ まもる 柳瀬 守	独立行政法人住宅金融支援機構近畿支店長
にいだ たきと 新居田 滝人	独立行政法人都市再生機構理事・西日本支社長
やまもと ただし 山本 正	宇治市長(京都府市長会推薦)
しん き やすたか 信貴 康孝	久御山町長(京都府町村会推薦)

※敬称略

京都府住宅審議会府営住宅管理部会委員名簿

平成26年11月21日設置

平成31年2月20日現在

氏名	所属団体・役職等
おかだ まり 岡田 まり	立命館大学産業社会学部教授
くぼた よしお 窪田 好男	京都府立大学公共政策学部教授
ちかもと ともゆき 近本 智行	立命館大学理工学部教授
なかむら くみ 中村 久美	京都ノートルダム女子大学副学長
ふじの あつこ 藤野 敦子	京都産業大学現代社会学部長・教授
ささき まこと 佐々木 真	独立行政法人都市再生機構西日本支社京奈エリア経営部長 ※臨時委員
てらむら ひとし 寺村 仁志	宇治市建設部住宅課長(京都府市長会推薦) ※臨時委員
まつおか はじめ 松岡 治	久御山町事業建設部都市整備課長(京都府町村会推薦) ※臨時委員

※敬称略